【Ⅲ法規】　**表5 「防火」の出題法文一覧表**

※法文の適用法令年月日（令和2年1月1日）：**頁**数は、「令和2年版　建築関係法令集　法令編　（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H12	H13	H13	H14	H14	H15	H16	H16	H17	H17	H18	H18	H19	H19	H20	H20	H21	H22	H22	H23	H23	H23	H24	H24	H25	H25	H25	H26	H26	H26	H27	H27	H28	H28	H28	H29	H30	R1	R1	計	率	出題問題の傾向分析
				問題番号⇒	5	5	6	5	8	5	5	6	4	6	4	12	2	5	2	6	6	8	10	6	7	8	6	9	6	7	8	6	8	9	6	9	6	7	8	6	6	6	7	問	%	
	令1条5号	144	準不燃材料																									3																1	0.6	準不燃材料は、火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分燃焼せず防火上有害なき裂その他の損傷を生じず、有害な煙・ガスの発生がないこと（外壁であれば有害な煙・ガスの発生の部分が適用しなくてよい）。
②	令107条	189	耐火性能				3										1		5		3			1					4					1										7	4.1	建築物の柱、梁などの耐火時間は、令107条の表より求める。屋内で発生する火災の火熱が、耐火構造は1時間、準耐火構造は45分火災の原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。
	令107条の2	190	準耐火性能														4											2																2	1.2	屋根の準耐火性能は、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの。400㎡の病院の柱の準耐火性能は、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの。
	令108条	190	防火性能								4						2							4					3										3					5	2.9	外壁及び軒裏は、建築物の周囲において発生する火災の加熱開始後30分間、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと（建物の周囲のみで発生する火災であり、屋内の火災は含まれないことに注意）。
	令108条の2	191	不燃性能				5				3						3							2					2										2					6	3.5	不燃材料の不燃性能は、加熱開始後20分間燃焼しないことと、防火上有害な変形等の損傷を生じないこと（準不燃は10分）。
	令108条の3	191	耐火建築物の主要構造部				2	1～5			5																		1			3								3,4				11	6.4	耐火建築物は、主要構造部を耐火構造とするか、耐火性能検証法で確かめるか、国土交通大臣の認定を受けるかのいずれかとする。主要構造部が耐火性能検証法で、開口部が防火区画検証法で確かめられた防火区画等関係規定の適用について、防火設備の構造は特定防火設備とみなす。
	令109条の2	193	遮炎性能				1										5							3												4								4	2.3	防火設備の遮炎性能は、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない。
	令109条の2の2	193	層間変形角																4															3										2	1.2	準耐火構造の層間変形角は、1/150以内である。
	令109条の8	195	屋根（火の粉）																2		2																							2	1.2	屋根の性能は、火の粉により発炎しないこと（この火の粉は屋根のみであり、外壁についての規定はない）。
	令111条	197	窓を有しない居室			3				3			2																						2									4	2.3	無窓居室（窓等の開口部が床面積の1/20未満）を区画する主要構造部は、耐火構造又は不燃材料とする。
①	令112条1項	197	防火区画（面積）																	1,2		2				1,4																		5	2.9	スプリンクラー設置では、防火区画の面積計算が1/2となり、その面積が1500㎡を超えると区画が必要となる。防火区画の床及び壁は、原則として耐火構造又は準耐火構造とする。用途や規模により区画無し、500㎡以内、1000㎡以内ごとに防火区画し、特定防火設備を設置しなければならない。防火区画は、建築物の用途、構造、階数等に応じた床面積と竪穴部分及び異種用途によって区画が規定されている。3階以下の200㎡以内の一戸建ての吹抜けは、区画しなくよい。
	令112条2項	197	防火区画（面積）		1	2									1																												3	1.7	準防火地域内の準耐火建築物は、500㎡又は1000㎡以内の基準に適合する準耐火構造の床又は壁及び特定防火設備で防火区画しなければならない。体育館は、壁及び天井の仕上げを準不燃材料とした場合、防火区画が緩和される。
	令112条4項	198	防火区画（面積）		5																																						1	0.6	準耐火建築物の体育館は、内装の仕上げ材料にかかわらず防火区画の規定が適用されない。
	令112条5項	198	防火区画（高層）							1		4		2,3																					1		1						6	3.5	11階以上は、100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備とする。
	令112条6項	199	防火区画（高層）												4																										1			2	1.2	11階以上で壁・天井の仕上げと下地を準不燃材料とした場合は、200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備とする。
	令112条7項	199	防火区画（高層）						3																																		1	0.6	11階以上で耐火構造の床若しくは壁又は特殊防火設備として仕上げ及び下地を準不燃材料とした場合は、200㎡以内で区画する。11階以上で耐火構造の床若しくは壁又は特殊防火設備として仕上げ及び下地を不燃材料とした場合は、500㎡以内で区画する。
	令112条9項	199	防火区画（たて穴）		3				4	2		1		1	2																3				2						1,3			10	5.8	地階又は3階以上で竪穴区画は、準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備とする。3階以下で200㎡以内の一戸建て又は共同住宅の竪穴区画は緩和される。
	令112条10項	199	防火区画（ひさし）									2								5																	3					3		4	2.3	防火区画に接する外壁は、90cm以上の部分を準耐火構造とするが、外壁面から50cm以上突出したひさし等があれば、この規定は適用されない。
	令112条12項	200	防火区画（ひさし）																																					2			1	0.6	1階と2階の合計面積が1000㎡の場合、3階以上の事務所と防火区画（異種用途区画）とする。
	令112条13項	200	防火区画（異種）						5					4																				3		2							4	2.3	法27条特殊建築物の異種用途区画は、準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備とする（特殊建築物に該当しなければ区画は不要）。
	令112条18項	200	防火区画（防火設備）		2	5						3			3					3		3				3					2			4	4							4		11	6.4	防火設備は、常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、随時閉鎖若しくは作動できるものであり、周囲の人の安全を確保することができること。3階に居室を有する事務所の防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものとする。
	令112条20項	201	防火区画（貫通設備）																	4		1,4									4													4	2.3	給水管等が防火区画を貫通する場合は、その隙間をモルタル等の不燃材料で埋めなければならない（準不燃材料は間違い）。
	令113条	201	木造等の防火壁							4					5											2	4						4											5	2.9	防火壁は、耐火構造とし、かつ自立する構造とする（準耐火構造は適合しない）。防火壁に設ける開口部は、高さ2.5m以下とし特定防火設備を設置する（防火壁の両端及び上端は外壁面及び屋根面から50cm以上突出させる）。木造の建築物の防火壁は、組積造としないこと。
	令114条	202	界壁、間仕切壁、隔壁		4				2	5		5		5																	1						4			4				8	4.7	有料老人ホーム、老人福祉施設の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし小屋裏又は天井裏に達っすること（遮音は不要）。学校の界壁の設備貫通部は、防火設備で良い（防火設備を特定防火設備と読み替える）。共同住宅の界壁は、準耐火構造で良い。200㎡を超える耐火建築物以外の渡り廊下で小屋組が木造でけた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設ける。
	令115条	203	煙突																1																									1	0.6	煙突は、天井裏にある煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の排ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものであることが求められる。
	令119条	206	廊下の幅																																1									1	0.6	共同住宅（住戸床面積100㎡超え）はの廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m以上とする。
	令120条	206	直通階段の設置																		1																							1	0.6	居室から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離は、令120条の表から求める（表の数値に対して、仕上げが準不燃材料なら＋10、11階以上なら－10とする）。
	令123条	208	（特別）避難階段の構造																		4																	1						2	1.2	避難階段の仕上げは、不燃材料とする。特別避難階段の階段室には、開口部を設けることができないが、これは全館避難安全検証法であっても除外できない。
	令126条の2	211	排煙設備（設置）						1																					2														2	1.2	耐火構造の床又は壁で区画されている部分は、排煙設備の適用ではそれぞれ別の建築物とみなす。学校は、排煙設備を設置しなくても良い。
	令128条の4	212	制限を受けない特殊建築物																								2						1										1,2,4	5	2.9	準防火地域以外の区域内の木造の中学校で、3階建ての耐火建築物として火を使用しない室の壁及び天井の仕上げは、木材で仕上げることができる（耐火構造は必要だが内装制限は受けない）。病院の3階部分（500㎡）の居室の仕上げは、準不燃材料とする。
	令129条	218	階避難安全性能																														2						1					2	1.2	階避難安全性能は、内装仕上材の規定を除外できる。
	令129条の2	219	全館避難安全性能			1,4	4				1																						3						2					6	3.5	全館避難安全検証で除外となるものに、防火区画がある。全館避難安全検証で除外できないものに、非常照明、特別避難階段の仕上げ及び下地の不燃材料がある。
	令129条の13の3	229	非常用の昇降機の構造																																							3	1	0.6	非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内の仕上げを準不燃材料でし、かつ下地を準不燃材料とする。
	令136条の2の2	251	屋根の性能																															2										1	0.6	準防火地域内の屋根の構造は、火の粉で発炎しないもので、かつ溶融、亀裂の生じないものとする。
	法2条＆別表1	125	法2条＆別表1													2,3,4,5		1～5	3				1,2		2			1		1,3									4					17	9.9	別表第1の（ろ）と（は）に該当は耐火構造とし、（に）に該当は準耐火構造とする。準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造とし、それと同等の準耐火性能を有し、開口部に防火設備を設けたもの。
	法21条	42	大規模の主要構造部（木造）																						1		1																	2	1.2	3000㎡を超える建築物で木造とする場合は、主要構造部を耐火構造としなければならない。
	法24条	43	木造の外壁										5																															1	0.6	市街地の木造建築物である共同住宅で、2階以上かつ延べ面積200㎡を超えるものは、外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造としなければならない（条件は「かつ」であり両方必要なことに注意）。
	法26条	43	防火壁																																3									1	0.6	1000㎡を超える建築物は、防火壁で1000㎡以内に区画しなければならない。
③	法27条	43	（準）耐火建築物の特殊建築物										4										3,4		3,4		3			4		1,4						2～4			2			13	7.6	別表第1の（ろ）と（は）は耐火構造とし、（に）は準耐火構造とする。劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないものは、耐火建築物とする。可燃性ガスが700㎥以上ならば準耐火構造とする。防火地域以外の3階建ての共同住宅は、準耐火建築物にできる（耐火壁である外壁は、加熱開始後1時間構造耐力上支障のないこと）。3階建ての共同住宅を準耐火建築物とする基準の1つに、避難上有効なバルコニーを設けることがある（このバルコニーは、この条件と関係しないが、安全側になるので間違いではない）。地上3階建ての自動車車庫は、耐火建築物としなければならない。
	法61条	65	防火地域内の建築物										1			1																					1						3	1.7	防火地域内では、3階以上又は100㎡を超える建物は、耐火構造とする。防火地域内では、2階以下及び100㎡以下の建物は、準耐火構造とする。
	法62条	65	準防火地域内の建築物								2		3															4				2												4	2.3	準防火地域内では、地下を除き4階以上又は1500㎡を超える建物は、耐火建築物とする。準防火地域内では、500㎡を超え1500㎡以下の建物は、準耐火建築物とする。
	合　計																																											172	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。